

羽田空港機能強化に関する新飛行経路の決定等について

1 新飛行経路について

(1) 新飛行経路

南風運用時（年間平均約 4 割）15 時から 19 時の間の約 3 時間、区上空の一部を通過

(2) 運用開始時期

令和 2 年 3 月 29 日

2 飛行検査について

(1) 検査期間

令和元年 8 月 30 日から 12 月下旬

午前 6 時から午前 8 時を中心に実施（土日祝日含む）

(2) 検査事項

ア 航空保安施設等が正常に機能しているかの検査

イ 出発・進入方式等が安全上問題ないかの検証

(3) 飛行検査機

セスナ式 525C 型（全長：16.26m）

3 制限表面の変更について

(1) 概要

羽田空港周辺においては、航空機の離着陸の安全を確保するため、航空法の規定に基づき、建築物等の設置を規制する制限表面が設定されている。

今回、羽田空港における新飛行経路の運用の開始・国際線の増便に向けて、制限表面が変更され、練馬区の一部が新たに制限表面に設定される。

(2) 練馬区の制限表面

海拔 295m ※練馬区は、海拔 30m～50m 程度

(3) 意見募集

公聴会の開催（10 月 29 日）およびパブリックコメント（10 月 29 日まで）

(4) 設定日

制限表面設定の決定告示から